

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(八件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- 公共測量の終了……………(同)……………二
- 防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………(主税局課税部課税指導課)……………七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………七
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………九
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………二〇
- 放置車両確認事務の委託(二十件)……………(警視庁)……………二二

告示

●東京都告示第三十一号
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都知事から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年一月十五日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点成果座標変換及び三級基準点成果座標変換)
- 三 測量の区域 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市、西東京市、檜原村及び奥多摩町各市内
- 四 測量の期間 平成二十六年一月十三日から同年三月二十八日まで

●東京都告示第三十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一区画整理事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年一月十五日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

- 一 測量施行者 東京都第一区画整理事務所
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 江戸川区地内
- 四 測量の期間 平成二十五年十二月九日から平成二十六年二月十九日まで

●東京都告示第三十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年一月十五日

東京都知事代理

副知事 安藤立美

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 町田市金井一丁目、広袴二丁目及び金森二丁目各市内
- 四 測量の期間 平成二十五年十二月五日から平成二十六年三月十四日まで

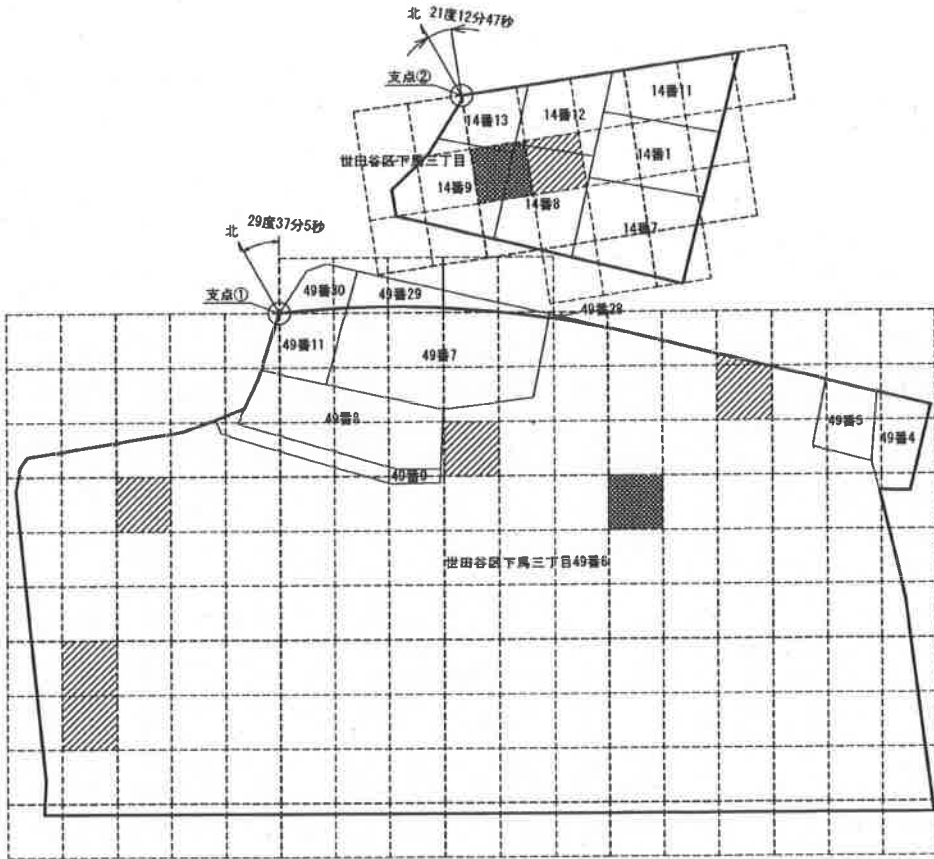
●東京都告示第三十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年一月十五日

東京都知事代理

別図



凡例

- 単位区画
- 境界線
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域 (平成25年東京都告示第1182号により指定した区域)

支 点

支点①は世田谷区下馬三丁目49番11の最北端、支点②は世田谷区下馬三丁目14番13の最北端とする。

格子の回転角度

支点①：29度37分5秒
支点②：21度12分47秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第四十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年一月十五日

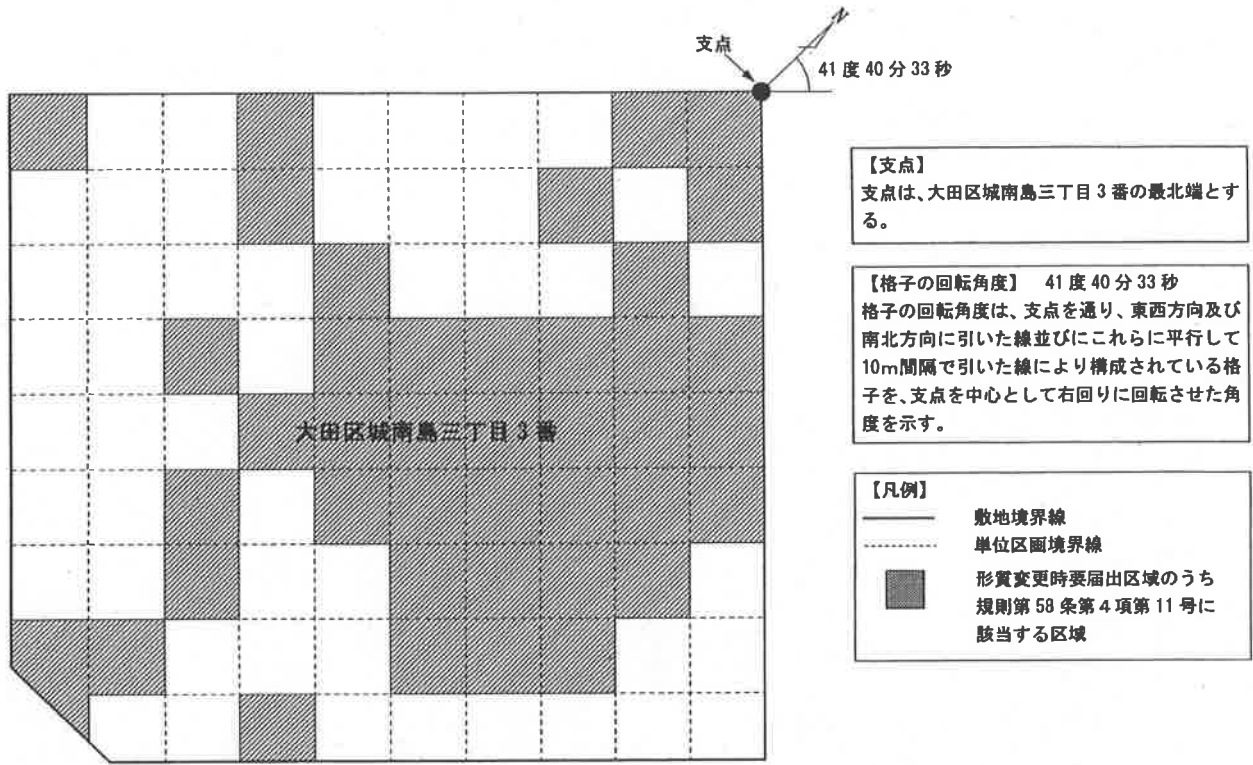
東京都知事代理
副知事 安 藤 立 美

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区城南島三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

別図



【支点】
支点は、大田区城南島三丁目3番の最北端とする。

【格子の回転角度】 41度40分33秒
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらに平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界線
- - - 単位区画境界線
- 形質変更時要届出区域のうち規則第58条第4項第11号に該当する区域

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定について
 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四
 四条の九第一項及び東京都都税条例（昭和二十五年東京都
 条例第五十六号）第三百三条の六第一項の規定により、特約
 業者を次のとおり指定した。

平成二十六年一月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は
 名称 氏名 事業所の所在地 指定年月日
 株式会社 阿部 恵一 江戸川区西葛西五 平成二十五年
 アイラッ 丁目六番二号 十二月一日
 クス

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第
 一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が
 あつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条
 例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三
 号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年一月十五日

東京都知事代理

副知事 安 藤 立 美

- 一 申請のあつた年月日
 平成二十五年十二月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人 FEE Japan